

一関市市有林を活用した J ークレジット利活用連携パートナーの選定に係る
公募型プロポーザル選定委員会設置要領

(目的及び設置)

第 1 条 一関市市有林 J ークレジット利活用連携事業において、プロポーザル方式により協定の相手方となる候補者（以下「協定候補者」という。）及び協定候補者の次に協定の相手方となる候補者（以下「次点者」という。）を選定するため、一関市市有林 J ークレジット利活用連携事業に係るパートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 選定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 協定候補者及び次点者（以下「協定候補者等」という。）の選定に関すること。
- (2) その他協定候補者等の選定に必要な事項

(組織)

第 3 条 選定委員会は、委員長 1 名及び委員 4 名をもって組織する。以降

2 委員長は、副市長とする。

- (1) 委員長は、選定委員会を代表し、選定委員会の会務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、次項第 1 号に掲げる委員が

そ

の職務を代理する。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 農林部長
- (2) 市民環境部長
- (3) 総務部長
- (4) 林政推進課長

(会議)

第 4 条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員長及び委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(選定方法)

第 5 条 協定候補者等の選定は、企画提案書の内容、実施体制等を書類審査し決定する。

2 協定候補者等の選定は、審査基準により出席委員長及び委員が採点した合計点により

決定する。

3 合計点と同じ場合は、出席委員長及び委員の多数決により決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

4 出席委員長及び委員の採点の平均点が、100点満点で60点に満たない者は、協定候補者等に選定しない。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、農林部林政推進課において処理する。

(秘密の保持)

第7条 委員は、審議内容の秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年12月2日から施行する。

(失効)

2 この要領は、選定委員会が協定候補者等の選定を終了した日限り、その効力を失う。